

## 体育活動中の事故防止関係通知

学校における体育活動中の事故防止等について .....	1
学校における体育活動中(含む運動部活動)の事故防止等について .....	5
組体操等による事故の防止について .....	7
ハンドボール等のゴールの転倒による事故防止について(通知) .....	40
冬山登山の事故防止について(通知) .....	42

事 務 連 絡  
平成27年 6月 8日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課  
各国公立高等専門学校担当課 御中  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省スポーツ・青少年局  
参事官(体育・青少年スポーツ担当)付

### 学校における体育活動中の事故防止等について

標記については、学校における体育活動中の事故防止に係る平成23年8月12日付け事務連絡等を踏まえ、事故防止や事故の際の対応について、適切な措置を講ずるよう周知徹底を図るなど、日頃より格別の御配慮をいただいておりますが、依然として、学校における体育活動中の事故が続いて発生している状況にあります。

もとより、体育活動を積極的に展開するためには、体育の授業や体育的行事(運動会等)、運動部活動等の体育活動にかかわる事故防止に万全を期することが必要であります。

については、事故の再発防止のため、各教育委員会等において柔道をはじめとした学校の体育活動中の事故防止対策等について再度確認し、必要に応じて、別添の事故防止に関する参考資料も活用しながら見直しを行うなどの措置を講ずるとともに、各学校において適切な対応がなされるよう効果的な御指導をお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課においては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校等に対し、国立大学法人附属学校担当課におかれては関係する附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、この趣旨の周知徹底についてよろしくお取り計らい願います。

#### 【本件担当】

文部科学省スポーツ・青少年局  
参事官(体育・青少年スポーツ担当)付  
スポーツ安全係  
電話 03-5253-4111 (代表) 内線 3777

## 学校における体育活動中の事故防止に関する参考資料

## 事故防止に関する参考資料

- 学校における体育活動中の事故防止について（報告書）〔平成 24 年 7 月〕  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm)
- 学校における体育活動中の事故防止のための映像資料〔平成 26 年 3 月〕  
<https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbBZpfbIZpdamkuUGAZsFHsX>
- 柔道の授業の安全な実施に向けて〔平成 24 年 3 月〕  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/judo/1318541.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/judo/1318541.htm)
- 運動部活動の在り方に関する調査研究報告書（運動部活動での指導のガイドライン）〔平成 25 年 5 月〕  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/jyujitsu/1335529.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1335529.htm)
- プールの安全標準指針（平成 19 年 3 月）  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/boushi/1306538.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/boushi/1306538.htm)
- 学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育〔平成 22 年 3 月〕  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1289310.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm)
- 学校施設における事故防止の留意点について〔平成 21 年 3 月〕  
<http://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/jikoboushizentai.pdf>
- 「学校でのスポーツ事故を防ぐために」（独）日本スポーツ振興センター  
<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/tabid/1746/Default.aspx>
- 「学校災害事故防止に関する調査研究」（独）日本スポーツ振興センター  
[http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen\\_school/bousi\\_kenkyu/tabid/337/Default.aspx](http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/337/Default.aspx)
- 「学校の管理下における事故の統計情報や事例」（独）日本スポーツ振興センター  
[http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen\\_school//tabid/1624/Default.aspx](http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school//tabid/1624/Default.aspx)
- 「教材カード」（独）日本スポーツ振興センター  
[http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen\\_school/card/tabid/519/Default.aspx](http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/card/tabid/519/Default.aspx)

## 事故防止に関する通知

## 【学校体育全般】

- 学校の体育活動中の事故防止について〔平成 23 年 8 月 12 日〕  
 学校における体育活動中の事故防止等について〔平成 20 年 4 月 23 日〕

## 【武道関連】

- 武道必修化に伴う武道の安全管理の徹底について〔平成 27 年 5 月 8 日〕  
 新しい学習指導要領の実施に伴う武道の授業の安全かつ円滑な実施について〔平成 24 年 3 月 9 日〕  
 学校等の柔道における安全指導について〔平成 22 年 7 月 14 日〕

## 【熱中症・落雷関連】

- 熱中症事故等の防止について〔毎年 5 月頃〕  
 落雷事故の防止について〔平成 26 年 8 月 6 日〕  
 熱中症事故の再発防止に向けた取組に関する情報提供について〔平成 25 年 9 月 1 日〕

## 【水泳プール関連】

- 水泳等の事故防止について〔毎年 5 月頃〕  
 学校の体育・保健体育の授業における水泳の指導について〔平成 26 年 7 月 7 日〕  
 水泳プールの安全管理について〔平成 25 年 8 月 9 日〕  
 プール監視業務を外委託する場合の留意点について〔平成 24 年 7 月 25 日〕

## 【運動部活動関連】

- 運動部活動での指導のガイドラインについて〔平成 25 年 6 月 3 日〕

## 【脳損傷関連】

- スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について〔平成 25 年 12 月 20 日〕  
 学校におけるスポーツ外傷等による脳脊髄液減少症への適切な対応について〔平成 24 年 9 月 5 日〕

## 【設備・施設関連】

- 学校に設置している遊具の安全確保について〔平成 26 年 8 月 19 日〕  
 サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について〔平成 25 年 9 月 4 日〕  
 体育・スポーツ施設における安全確保について〔平成 25 年 8 月 26 日〕  
 自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について〔平成 21 年 5 月 29 日〕

## 【その他体育活動関連】

- 連休登山の事故防止について〔毎年 3 月頃〕  
 冬山登山の事故防止について〔毎年 11 月頃〕  
 女子の児童生徒学生の運動・スポーツ実施の際の健康管理について〔平成 26 年 4 月 23 日〕  
 いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針等について〔平成 24 年 9 月 5 日〕

# 学校体育実技指導資料等について

文部科学省では、学校における体育活動の円滑かつ安全な実施に資するよう、近年、下記の手引、映像資料等を作成。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/jyujitsu/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/index.htm)

<p>○柔道指導の手引(三訂版)(平成25年3月)                      &lt;全中学校・高等学校に配布&gt;</p>  <p><b>【概要】</b>                      学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、今後の柔道の安全かつ円滑な実施のため、安全指導の配慮についてはもとより、より柔道の指導が充実できるよう具体的な指導方法等を示すものとして改訂。</p>	<p>○表現運動系及びダンス指導の手引(平成25年3月)                      &lt;小学校・中学校・高等学校向け&gt;</p>  <p><b>【概要】</b>                      発達の段階に応じたダンスの授業に資するよう、学習指導要領の改訂の具体的な内容や各学年の指導内容を詳しく解説。実践編においては、実際の授業づくりに活用できるよう、指導と評価の工夫として単元計画や一単位時間の授業例を例示。</p>
<p>○水泳指導の手引(三訂版)(平成26年3月)                      &lt;全小学校・中学校・高等学校に配布&gt;</p>  <p><b>【概要】</b>                      小・中・高等学校の学習指導要領の体育、保健体育の「水泳系及び水泳」のねらいや内容を踏まえた各学校での指導において参考となるよう全面改訂。</p>	<p>○器械運動指導の手引(平成27年3月)                      &lt;全小学校・中学校・高等学校に配布&gt;</p>  <p><b>【概要】</b>                      小・中・高等学校の学習指導要領の体育・保健体育の「器械運動系」のねらいや内容を踏まえた各学校での指導において参考となるよう作成。また、付録として授業例の実践映像資料(DVD)を収録。</p>
<p>○運動部活動での指導のガイドライン(平成25年5月)                      &lt;全中学校・高等学校に配布&gt;</p>  <p><b>【概要】</b>                      各学校の運動部活動において適切な指導が展開され、各活動が充実したものとなるよう、指導において望まれる基本的な考え方、留意点等(7事項)を掲載。</p>	<p>○学校における体育活動中の事故防止について(報告書)(平成24年7月) &lt;文科省HPで公開&gt;</p>  <p><b>【概要】</b>                      スポーツ振興センターの災害共済給付の実績をもって傾向を把握し、その中でも、死亡事故等の重大事故事例等を主として分析し、体育の授業及び運動部活動を中心として、学校における基本的な安全対策について作成。</p>
<p>○小学校体育(運動領域)デジタル教材(平成26年3月)                      &lt;全小学校に配布&gt;</p>  <p><b>【概要】</b>                      平成23年度から全面実施された体育の学習指導要領の内容を児童が意欲的に学べるように低学年・中学年・高学年それぞれの六つの領域の内容について映像で作成。</p>	<p>○柔道指導のための映像参考資料(平成26年3月)                      &lt;全中学校・高等学校に配布&gt;</p>  <p><b>【概要】</b>                      中学校・高等学校等の体育の授業における柔道指導の安全かつ効果的な実施のため、平成25年3月に作成した「柔道指導の手引(三訂版)」の掲載内容を映像資料として作成。</p>
<p>○リズム系ダンス指導のための映像参考資料(平成26年3月)                      &lt;全小学校・中学校・高等学校に配布&gt;</p>  <p><b>【概要】</b>                      「表現運動系及びダンス指導の手引」に掲載する事柄のうち、全国の状況等を踏まえて、小・中・高等学校でのリズム系ダンスの指導にかかるものを映像資料として作成。</p>	<p>○学校における体育活動中の事故防止のための映像資料(平成26年3月) &lt;全小・中・高等学校に配布&gt;</p>  <p><b>【概要】</b>                      「学校における体育活動中の事故防止について(報告書)」の内容を中心に、体育活動中の事故を防止するために留意すべき事項等を映像資料として作成。</p>

【平成24年度以前に作成】

- 多様な動きをつくる運動(遊び)パンフレット (平成21年3月)
- 学校体育実技指導資料第8集「ゲーム及びボール運動」(DVD付き) (平成22年3月)
- 新しい学習指導要領に基づく剣道指導に向けて (平成22年3月)
- 教師用指導資料「小学校体育(運動領域)まるわかりハンドブック」(低・中・高学年用) (平成24年5月)
- 学校体育実技指導資料第7集「体づくり運動(改訂版)」 (平成24年7月)

(独) 日本スポーツ振興センターにおいて作成した  
学校におけるの事故防止に関する参考資料

<p>情報誌「学校安全ナビ」</p>  <p>学校災害防止のための有効な情報・調査・研究成果などを学校関係者を中心にわかりやすく年に4回発信</p>	<p>「学校安全・災害共済給付ガイド」</p>  <p>学校安全部の業務全般を紹介</p>	<p>「学校の管理下の災害」</p>  <p>学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点と負傷・疾病の基本統計</p>
<p>「熱中症を予防しよう」</p>  <p>熱中症対応フローをはじめ熱中症予防の原則等を見直し、「熱中症予防のための啓発資料」をリニューアル</p>	<p>「体育活動における熱中症予防」</p>  <p>熱中症の事故事例を基に予防と応急手当の方法、発生状況や傾向など、予防に必要な事柄と指導のポイントなどを掲載</p>	<p>「学校の管理下における歯・口のけが防止必携」</p>  <p>子どもたちの歯・口をけがから守るための知識を深めていただくために、学校生活の管理と指導に役立つ情報を掲載</p>
<p>「学校における突然死予防必携」</p>  <p>医学的根拠と実際の事例を基に、学校における健康管理及び指導の在り方等を具体的に示した、突然死の予防を図るための必携書</p>	<p>「体育活動における頭頸部外傷の傾向と事故防止の留意点」</p>  <p>「頭頸部外傷に係る災害実地調査」及び「調査結果を踏まえた安全指導・安全管理、事故防止の留意点」などを掲載</p>	<p>「学校における固定遊具による事故防止対策」</p>  <p>「学校等における固定遊具の事故防止対策の実状調査」及び「安全指導・安全管理、事故防止の留意点」などを掲載</p>
<p>「課外活動における事故防止対策」</p>  <p>「体育的部活動における負傷・疾病の実態分析、実状調査」及び「体育的部活動のけが防止プログラム」を掲載</p>	<p>「学校における水泳事故防止必携」</p>  <p>学校における水泳指導や水辺活動に関わる学校関係者のための事故防止書</p>	<p>「学校でのスポーツ事故を防ぐために」(報告書)</p>  <p>全国的な事故事例・事故防止に関する最新の知見等についてのセミナーの内容を掲載</p>
<p>「スポーツ事故防止ハンドブック」</p>  <p>その時どうする？ ・突然死 ・頭頸部外傷 ・熱中症 ・歯の外傷 ・眼の外傷</p>	<p>「スポーツ事故防止Q&amp;A解説集」</p>  <p>・スポーツ事故の状況 ・突然死 ・緊急時の体制づくり ・応急手当 ・心肺蘇生 ・熱中症 など</p>	<p>「その時あなたは」[DVD]</p>  <p>①運命の5分間その時あなたは -突然死を防ぐために- ②体育活動による頭部・頸部の外傷 -発生時の対応-</p>

<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/kankobutuichiran/tabid/467/Default.aspx>  
<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/tabid/1746/Default.aspx>

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課  
各国公私立高等専門学校担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

スポーツ庁政策課学校体育室

### 学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について

標記については、「学校における体育活動中の事故防止等について」（平成27年6月8日付け事務連絡）等を踏まえ、事故防止や事故の際の対応について適切な措置を講ずるよう周知徹底を図るなど、日頃より格別の御配慮をいただいているところではありますが、昨今においても、学校における体育活動中の死亡事故が発生している状況にあります。

もとより、体育の授業や体育的行事（運動会等）、運動部活動等、全ての学校体育活動においては事故防止に万全を期する必要があります。また、体罰はいかなる場合でも決して許されるものではなく、体罰根絶へ向けた取組の徹底が必要です。

については、事故の再発防止のため、各教育委員会等において学校の体育活動中の事故防止対策等について再度確認し、必要に応じて、上記の「学校における体育活動中の事故防止等について」に添付されている参考資料も活用しながら見直しを行うなどの措置を講ずるとともに、各学校において適切な取組が行われるよう御対応願います。

また、「運動部活動における熱中症事故の防止等について」（7月20日付け30ス庁第262号）などでも依頼等しましたとおり、近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化している中、学校の管理下の活動等における熱中症事故の防止等、急務となっております。

今後、秋季の運動会、体育祭等が開催される学校も多数あるかと思われますので、熱中症事故の防止等に留意し、生徒の安全確保に向けた取組の徹底をお願いいたします。その際、組体操等による事故防止に係る平成28年3月25日付け事務連絡等を踏まえ、独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成した「体育的行事における事故防止事例集」（平成29年3月）も参考にしながら、確実に安全な状態で実施できるのかをしっかりと確認し、できないと判断する場合には実施を見合わせるようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課及び都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会、所管及び所轄の学校に対して、国公立大学法人附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、学校の体育活動に関わる全ての関係者にこの趣旨の周知徹底を図るようよろしくお取り計らい願います。

#### 【本件担当】

スポーツ庁政策課学校体育室指導係  
電話 03-5253-4111（内線2674）



## 【スポーツ事故防止（突然死、頭頸部外傷、熱中症等）の参考資料】

- 「スポーツ事故防止ハンドブック」（平成26年度文部科学省委託事業）



平成27年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター  
※全学校に配布（平成27年～28年）

[https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen\\_school/handbook.pdf](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/handbook.pdf)

## 【組体操を含む体育的行事の参考資料】

- 「体育的行事における事故防止事例集」（平成28年度スポーツ庁委託事業）



平成29年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター  
※全小学校・中学校に配布（平成29年）

[https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen\\_school/bousi\\_kenkyu/tabid/1809/Default.aspx](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1809/Default.aspx)

## 【重大事故の情報提供】

- 「学校安全ナビ 平成30年特別号」



平成30年9月 独立行政法人日本スポーツ振興センター  
※全学校に配布（平成30年）

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/kankobutuichiran/tabid/996/Default.aspx>

## 【運動部活動指導の参考資料】

- 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

平成30年3月 スポーツ庁  
※全中学校、全高等学校に配布（平成30年）

[http://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/013\\_index/thousein/\\_icsFiles/afieldfile/2018/03/19/1402624\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/thousein/_icsFiles/afieldfile/2018/03/19/1402624_1.pdf)

平成28年3月25日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所管する構造改革特別区域法第12条第1項  
の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁 政策課 学校体育室

#### 組体操等による事故の防止について

学校の設置者は、児童生徒の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故等により児童生徒に生ずる危険を防止することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとされています（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第26条）。

児童生徒の体力・運動能力の向上に向けて体育活動を積極的に展開するためには、体育の授業や体育的行事（運動会等）、運動部活動等における事故防止に努めていただく必要があります。

各教育委員会・学校等におかれては、日頃より、体育活動中の事故防止について取り組んでいただいているところでありますが、依然として、多くの事故が発生している状況にあります。

期間が限定された体育的行事においても、毎年度事故が発生しているところであり、実施に当たっては、校長の責任の下で組織的な指導体制を構築すること、児童生徒の体力等の状況を踏まえて段階的・計画的な指導を行うこと、活動内容に応じた安全対策を確実に講ずることなどの措置を講じていただきますようお願いいたします。

特に運動会等で実施される組体操については、年間8,000件を上回る負傷者が発生し、社会的な関心を集めているところであり、下記の事項を踏まえた措置を講じていただきますようお願いいたします。その際、別添1の参考資料も御活用下さい。

併せて、その他の体育活動についても、別添2の事故防止に関する参考資料も活用しながら、活動内容に応じた事故防止対策を講じていただきますようお願いいたします。

なお、スポーツ庁では、来年度、組体操を含む体育的行事における事故事例について分析した事例集を作成し、各教育委員会等に情報提供することとしております。



また、都道府県・指定都市教育委員会にあつては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県にあつては所轄の私立学校に対して、国立大学法人にあつては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあつては認可した学校に対して、この趣旨の周知を図るとともに、指導・助言をお願いいたします。

## 記

1. 各学校においては、組体操を実施するねらいを明確にし、全教職員で共通理解を図ること。
2. 各学校においては、練習中の児童生徒の習熟の状況を正確に把握し、その状況に応じて、活動内容や指導計画を適時適切に見直すこと。万が一、練習中に児童生徒が負傷する事故が発生した場合には、速やかにその原因を究明し、活動内容を見直したり更なる安全対策を講じたりするなどの措置を行うこと。
3. 各学校においては、タワーやピラミッド等の児童生徒が高い位置に上る技、跳んできた児童生徒を受け止める技、一人に多大な負荷のかかる技など、大きな事故につながる可能性がある組体操の技については、確実に安全な状態で実施できるかどうかをしっかりと確認し、できないと判断される場合には実施を見合わせること。
4. 各小学校においては、組体操に関しては小学校での事故の件数が相対的に多いことや、小学校高学年は成長の途中で体格の格差が大きいことに鑑み、在籍する児童の状況を踏まえつつ、事故につながる可能性がある危険度の高い技については特に慎重に選択すること。
5. 各教育委員会等においては、段数の低いタワーやピラミッド等でも死亡や障害の残る事故が発生していることなど、具体的な事故の事例、事故になりやすい技などの情報を、現場で指導する教員に周知徹底すること。

### 【本件担当】

スポーツ庁 政策課 学校体育室 次世代育成係  
電話 03-5253-4111 (代表) 内線 3777

## 組体操による事故の状況

(独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付のデータより)

### 1. 組体操による事故

○医療費等の支給件数：平成 23～26 年度の間、年間 8,000 件を上回る  
(運動中の事故に占める割合：1.5% (平成 26 年度))

○事故事例が確認できた支給実績 (昭和 44 年度以降の総支給件数)

- ・ 死亡見舞金：9 件 (組体操時の突然死 2 件を含む。)
- ・ 障害見舞金：92 件

○学校種別では、小学校が占める割合が高い (平成 26 年度)

- ・ 小学校が約 6,300 件で、組体操全体の 73% を占める
- ・ 医療費の支給件数を運動種目別に見ると、小学校では、組体操は 4 番目に多い  
(組体操は、跳箱運動、バスケットボール、サッカー・フットサルに次いで多い)

○組体操により負傷の部位別に見ると、足・足指部、頭部、手関節、腰部、頸部が多い (平成 26 年度)

### 2. 組体操の技別の状況 (※平成 26 年度のデータから、組体操の技別が明らかになったものについて集計)

○医療費の支給件数

タワー (1,241 件)、倒立 (1,167 件)、ピラミッド (1,133 件)、肩車 (640 件)、サボテン (487 件)

○死亡見舞金支給事例 (昭和 44 年度以降)

- ・ 確認できた事例 9 件のうち、  
— 練習時の突然死 (2 件) 以外の 7 件中、3 件がタワー  
— 約 1m の高さからの転落により死亡した事例が 2 件 (タワー、肩車)

○障害見舞金支給事例 (昭和 44 年度以降)

- ・ 確認できた事例 92 件のうち、  
タワー 29 件、ピラミッド 14 件、肩車 11 件、倒立 6 件、サボテン 5 件 等

○負傷部位：

- ・ 「頭部+頸部」の割合  
肩車 (27.8%)、タワー (25.6%)、倒立 (13.2%)、ピラミッド (10.9%)、サボテン (8.6%)  
(学校における運動中の事故の平均：5.5%)

○タワー・ピラミッドで負傷した児童生徒がいた段 (上中下段何れの段でも事故が発生)

- ・ タワー：最下段 16%、中段 46%、最上段 38%
  - ・ ピラミッド：最下段 44%、中段 35%、最上段 21%
- (注)「最下段」及び「最上段」以外の段は「中段」として集計。

事 務 連 絡  
平成29年1月13日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課  
各都道府県私立学校主管課  
各国公私立大学担当課  
各国公私立高等専門学校担当課 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
大学を設置する各学校設置会社担当課

スポーツ庁政策課学校体育室

ハンドボール等のゴールの転倒による事故防止について（通知）

本日、福岡県の小学校において、体育の授業中、ハンドボールのゴールに児童がぶら下がり、ゴールが転倒したために児童が死亡するという事故の報告がありました。

本事故については詳細を確認中ですが、改めて、教職員、児童生徒その他の関係者に対して事故防止に必要な安全指導を徹底されるとともに、施設設備等の点検など事故防止のための措置に十分に留意いただきますようお願いいたします。その際、別添の資料を参考とし、転倒防止のための配慮や破損の有無の確認などに留意願います。

なお、都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課においては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社の設置する学校に対しても周知するようお願いいたします。

担当：スポーツ庁政策課学校体育室指導係 電話：03-5253-4111 内線（2674）
---

## ハンドボール等のゴールの取扱いについて

### 「学校施設における事故防止の留意点について」（平成21年3月）

#### 【主な記載内容】

- ・移動式のサッカーゴール、バスケットボールゴール等による事故が発生しないよう、固定方法等に配慮することが重要である。
- ・サッカーゴール、バスケットボールやテント等が、強風や児童生徒等の力により転倒しないように、杭等により固定したり、十分な重さと数の砂袋等で安定させたりする等、転倒防止のため配慮することが重要である。
- ・サッカーゴール等重量のある移動式の器具の移動時における事故を防止するため、教員等が指導した上で、安全に移動させることが可能な人数を集めることや、経路の安全性を事前に確認する等、配慮することが有効である。

### 学校安全参考資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』（平成22年3月改訂）

#### 【主な記載内容】

- ・サッカー、ハンドボールのゴールポストなどの移動施設については、特に固定の状態、破損の有無を確かめるとともに、移動した場合、固定状況の点検を実施する。

### 「学校における体育活動中の事故防止について（報告書）」（平成24年7月）

#### 【主な記載内容】

- ・体育科・保健体育科の授業や運動部活動は、施設・設備を活用して行われるものであり、活動に当たっては、指導者と児童生徒が共に施設・設備の安全確認を行うことが大切である。また、活動内容・方法には一定の禁止事項や制限事項が必要となる。
- ・最近では、用具については安全性を確保する観点から材質・品質の改善が進められてきているが、それでもなお保管方法や管理方法の周知徹底が不足していたり、点検を怠ったり使用方法を誤ったりすると事故が発生する。運動やスポーツは、施設・設備及び用具そのものが事故を起こすわけではなく、それを使用・管理する者が適切に使用しなかったり、点検や確認を怠ったりすることが事故の要因となっていることを再認識することが極めて重要である。
- ・学校の施設・設備・備品・用具等については、継続的・計画的に安全点検を行わなければならない。これらは、常に一定の状態にあるわけではなく、季節等によっても変化するものである。このため、安全点検は定期的、臨時的、日常的に確実に実施することが重要である。

各都道府県知事  
各指定都市市長  
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各国公立大学長  
附属学校を置く各公立大学法人の理事長  
各国公立高等専門学校長 殿  
構造改革特別区域法第12条1項の  
認定を受けた各地方公共団体の長  
公益社団法人日本山岳・  
スポーツクライミング協会会長  
公益財団法人全国高等学校体育連盟会長

スポーツ庁次長  
今里 譲

(印影印刷)

### 冬山登山の事故防止について（通知）

登山事故の防止については、例年関係方面の御協力をいただいているところですが、近年、冬山登山者が年々増加している中、冬山における山岳遭難者数は増加傾向にあります。さらに、火山には、噴気や火山ガスが発生している危険な場所があり、登山する山が火山の場合には、気象庁や各都道府県等が発表している最新の情報を入手し、十分に注意する必要があります。

スポーツ庁においても、過去の遭難事事故例及びその発生原因、スポーツ事故・外傷・障害の防止に関する知識等の理解を深めるため、登山部顧問などのスポーツ指導者等を対象としたスポーツ施設等安全管理講習会（登山部顧問等安全登山講習会）や、独立行政法人日本スポーツ振興センター国立登山研修所の主催による安全登山指導者研修会等、冬山登山の事故防止に係る施策の一層の充実に努めてまいりますが、貴職におかれては、別紙1「冬山登山の警告」及び別紙2「冬山登山の事故防止について」（平成29年12月1日付け通知）を関係機関・団体及び関係者に周知するとともに、関係機関・団体及び関係者との密接な協力の下、全ての登山者及び登山関係者の冬山登山における事故防止に万全を期されるよう御配慮願います。

なお、高校生（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）及び高等専門学校第1学年から第3学年までに属する生徒（以下「高校生等」という。）の冬山登山については、昨年度、別紙2のとおり、原則として行なわないよう、適切な対応をお願いしております。貴職におかれましては、別紙2を踏まえ、引き続き適切な対応をお願いします。

都道府県知事におかれては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。以下「高等学校等」という。）に対して、指定都市市長におかれては、所管の関係部局・機関・団体に対して、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校等並びに域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、域内の

学校設置会社及び当該会社が設置した高等学校等に対して周知願います。

また、公益社団法人日本山岳・スポーツライミング協会及び公益財団法人全国高等学校体育連盟におかれては、各都道府県加盟団体等に周知するとともに、当該団体等において事故防止に係る積極的な取組が行われるよう御協力願います。

(本件担当)

【一般の登山に関すること】

スポーツ庁健康スポーツ課

【運動部活動・学校行事に関すること】

スポーツ庁政策課学校体育室

電話 03-5253-4111 (代表)



冬山登山の警告文

# 冬山の三大リスクに備えましょう

## 「吹雪」「雪崩」「滑落」に注意

平成30年12月

山岳遭難対策中央協議会

近年ではバックカントリースキーやアイスクライミング、スノーシューハイク等、冬山の楽しみ方も増え山は賑わいを取り戻しています。

その一方で、毎年、冬山では悲しい遭難事故が起こっています。その原因の多くは「吹雪」、「雪崩」、「滑落」です。吹雪は視界を奪い方向感覚を狂わせるだけでなく、体力や気力も奪います。雪崩は簡単に人を飲み込み、押し流してしまいます。また、固く凍った雪の斜面は死の滑り台になることがあります。

冬山登山はレジャーの延長線上にはありません。そこは、トレーニングを積んだ登山者だけが立ち入れる厳しい場所です。

雪に覆われた厳しい冬山で安全に登山を楽しむために、次のことに留意してください。

### ○吹雪から身を守る装備を持ちましょう

寒冷に耐えることができるウェアを着用し、ツェルトや火器等のビバーク装備も携行しましょう。視界不良時には地形図、コンパス、GPSが頼りになります。スマートフォン用の登山地図アプリも現在地を知るためには有効です。また、引き返すことを想定し旗竿やカラーテープ等で目印を付けながら歩くことも大事です。

### ○雪崩を警戒しましょう

雪の斜面では常に雪崩を警戒しましょう。豊富な知識と経験があっても雪崩を完全に予測することは困難です。装備を揃えて使い方をマスターするだけでなく、積雪を観察し、地形を読んで、慎重に行動しましょう。たとえ好天時でも油断しないで冬山に入ってください。

### ○ちょっとした転倒が大きな滑落事故につながります

急斜面では転倒した次の瞬間にはどんどん加速して、止めることができないスピードになってしまいます。歩行に少しでも不安がある場所ではロープを利用しましょう。

### ○初心者だけの入山は控えましょう

吹雪や雪崩はあなたが初心者であっても手加減はしてくれません。初心者の方は必ず経験豊富なリーダーや山岳ガイドと一緒に登りましょう。

### ○十分なトレーニングを行いましょう

夏山で体力を強化しましたか？春山で残雪を歩く練習をしましたか？地形図や天気図を読むことができますか？十分なトレーニングによって山頂での達成感と冬山登山の安全性を倍増させましょう。

### ○冬山の難易度は天候で変化します

ガイドブック等で初心者コースと紹介されていても、天候が悪化すれば上級者でも歯が立たなくなるのが冬山です。ルート状況や天気予報等の情報を集めて、自分たちのレベルと慎重に照らし合わせて進退を判断してください。

\* 高校生等の冬山登山は原則禁止です。詳細は、「高校生等の冬山登山の事故防止のための方策について（平成29年11月28日/高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための有識者会議）」をご覧ください。

【山岳遭難対策中央協議会構成省庁・団体】（太字は「幹事会」構成省庁・団体）

内閣官房 警察庁 環境省 気象庁 消防庁 林野庁 総務省 防衛省 スポーツ庁  
 (独)日本スポーツ振興センター (株)NTT (株)JR東日本 (公財)日本スポーツ協会  
 (公社)日本山岳・スポーツクライミング協会 群馬県 山梨県 静岡県 富山県 長野県

# 山岳遭難が多発しています!!

## もう一度点検 計画と対応力

冬の自然は厳しく、急変します。冬山経験豊富な信頼できるリーダーと、事故に対応できる力を持ったパーティーであることが必要です。

- 1 登山計画書はパーティー全員でよく検討し、作成しましたか。
- 2 エスケープルート（万一の時の逃げ道）は考えていますか。
- 3 最新の気象情報を確認していますか。（携帯電話、ラジオ等）
- 4 応急処置のための知識と医薬品・器具は整えましたか。
- 5 雪崩に対する知識・心構えと装備は整えましたか。（雪崩ビーコンなど）
- 6 緊急時の連絡手段は準備しましたか。（無線機、携帯電話などの予備バッテリーも忘れずに！）
- 7 山岳保険の加入は済みましたか。
- 8 事故多発！登山予定の山で発生した過去の事故を確認しましたか。
- 9 条例等で入山が規制されている地域でないか確認しましたか。

## 登山計画書はあなたを守る命綱

### 【登山計画書の提出】

- 安全登山のための自己点検の機会となります。
- 山岳遭難の発生を警察が認知できた段階で、遭難した山域を早期に特定することが可能となり、捜索救助活動が迅速かつ合理的に行われます。
- 捜索救助活動にかかる膨大な社会的及び個人的負担を軽減させることができます。
- 家族や関係者を安心させることができます。

### 【提出先】

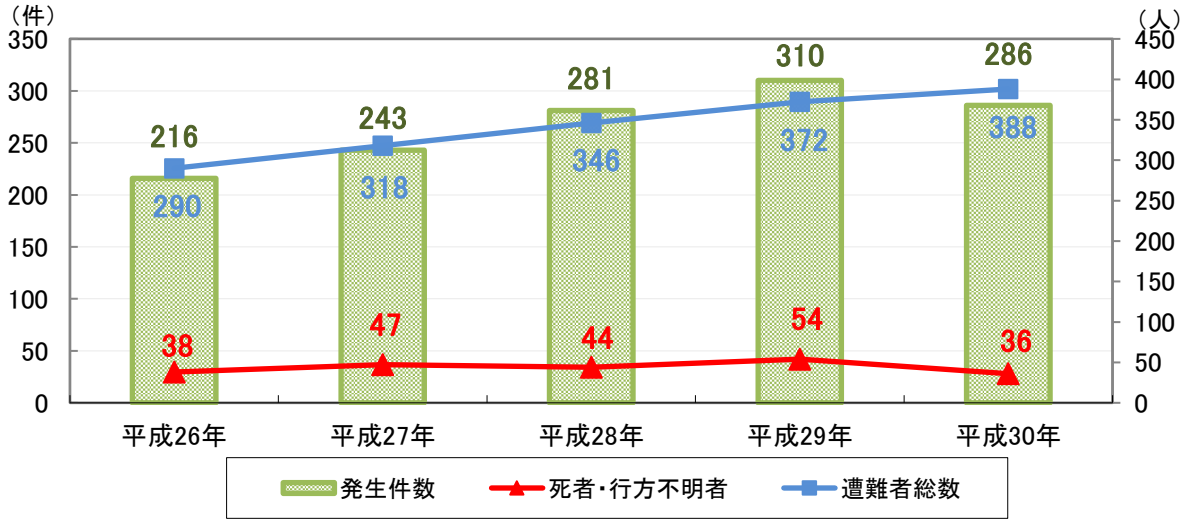
- 知事等（登山計画書の提出が条例で義務化されている場合）
- 家庭、クラブ（山岳会）、職場、学校など
- インターネットの登山計画サイト（山と自然のネットワーク「コンパス」など）
- 山域の登山指導センターや案内所、登山口の登山届ポストなど
- 山域を管轄する警察本部または警察署など  
（インターネットを使って申請ができる警察本部等もあります。）

これまでも登山計画書を提出したことにより、早期に救助できたという事例が数多くあります。登山計画書を提出するということは、あなたを守る命綱であると考えて必ず実行しましょう。また、登山計画書の提出先には、下山の報告を忘れずにしてください。

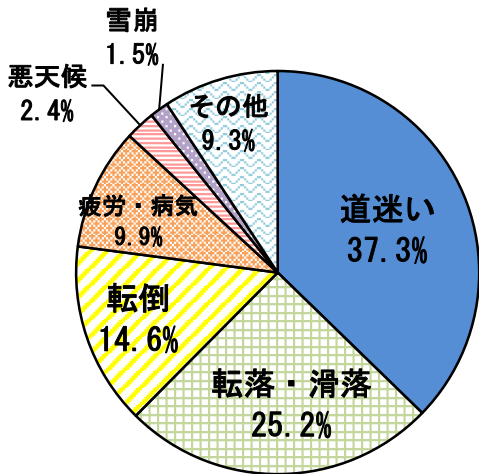
# 冬山における山岳遭難発生概要

## 過去5年間における山岳遭難発生状況

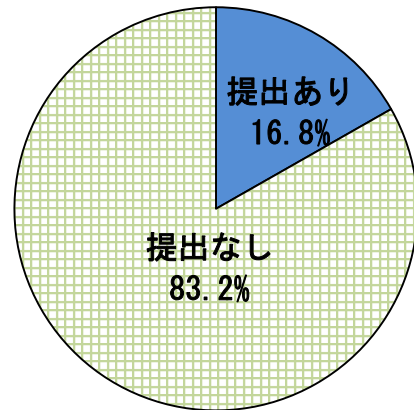
※平成30年の数値は暫定値  
 ※この頁における「冬山」とは、12月～2月をいう。  
 例：平成30年⇒平成29年12月～平成30年2月



### 【過去5年間の遭難態様の状況】



### 【過去5年間に遭難したパーティーの登山計画書提出状況】



**道迷い、転落・滑落、転倒に注意しましょう！**

### ◎ バックカントリースキーによる遭難が多発！

近年、警告表示等に従わずコースを外れたスキーヤーやスノーボーダーが、スキー場管理地以外の雪山において遭難するケースが多発しています。このようないわゆるバックカントリースキーは、冬山登山と同様の知識・技能・装備が必要です。安易な行動は厳に慎んでください。

# 最新の気象状況把握が冬山登山の命綱

～大雪、なだれ、急激な気象変化などに細心の注意を～

冬山の天気は、平地とは比較にならないくらい急激な変化をし、悪天が数日継続することも少なくありません。特に低気圧が通過し、その後、強い冬型の気圧配置になる場合、暴風や吹雪、短時間での大雪、なだれ、急激な気温低下により命を奪われるような遭難につながるおそれがあります。**登山の数日前から、最新の気象情報で天気や雪の状況などを確認し、ゆとりある計画を立てることが必要**です。さらに、**登山中も常に最新の気象情報を利用し、気象の急変等に備えた適切な判断が何より重要**と強く認識してください。

## 気象情報の入手先

常に最新の気象情報を利用することが大切です。ラジオやテレビの他、インターネットや携帯端末を利用した情報の入手も可能です。

(公社)日本山岳・スポーツライミング協会のホームページに、以下の入手先等をまとめていますので、御利用ください。  
<https://www.jma-sangaku.or.jp/sangaku/?ca=39>



### □気象庁ホームページ

警報・注意報、危険度分布、天気予報の他、地上・高層天気図、気象衛星、アメダス、気象レーダー、windプロファイラ（上空の風）等の様々な情報を確認することができます。  
<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>



気象庁ホームページ

### □国土交通省防災情報提供センターホームページ

国土交通省防災情報提供センターホームページでは、河川、道路、気象等の各種防災に関する情報を見ることができます。  
<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>  
また、その一部を携帯端末向けホームページで見ることができます。  
<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>



防災情報提供センター  
携帯端末向けホームページ (Top)

### □民間気象会社等のサービス

民間気象会社等では、特定の山を対象に気象情報提供サービスを行っているところがあります。  
(詳細は、各民間気象会社等にお尋ねください。)

## ※火山情報にも注意

火山には、噴気や火山ガスが発生している危険な場所があります。登山する山が火山の場合は、火山にどのような危険があるのかを確認して、登山計画を立てましょう。気象庁や地元自治体が発表している最新の情報を入手し、十分注意して登山してください。気象庁では、「噴火警報」や「火山の状況に関する解説情報」などを火山ごとに整理した「火山登山者向けの情報提供ページ」（下記URL）を公開していますので登山前には、必ずご確認ください。



火山登山者向けの  
情報提供ページ

[https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/activity\\_info/map\\_0.html](https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/activity_info/map_0.html)

また、噴火の発生事実を迅速に発表する「噴火速報」はラジオやテレビ、携帯端末のアプリ等で知ることが出来ます。火山の噴火に気づいた時、噴火速報が発表された時は直ちに身の安全を図りましょう。  
(噴火速報の説明：[https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/funkasokuho/funkasokuho\\_tofha.html](https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/funkasokuho/funkasokuho_tofha.html))

29 入庁第 459 号  
平成 29 年 12 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 国 公 私 立 大 学 長  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長 殿  
構造改革特別区域法第 12 条 1 項の  
認定を受けた各地方公共団体の長  
公益社団法人日本山岳・  
スポーツクライミング協会会長  
公益財団法人全国高等学校体育連盟会長

スポーツ庁次長  
今 里 讓

(印影印刷)

### 冬山登山の事故防止について（通知）

登山事故の防止については、例年関係方面の御協力をいただいているところですが、本年 3 月に栃木県那須町において発生した雪崩に伴い高等学校の生徒 7 名及び引率教員 1 名が亡くなるという事故を受けて、スポーツ庁では、本年 9 月に「高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための有識者会議」を設置し、高校生（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）及び高等専門学校第 1 学年から第 3 学年までに属する生徒（以下、「高校生等」という。）の冬山登山の事故防止のための方策について、専門的な観点から検討を依頼し、本年 11 月 28 日、別紙 1 のとおり、報告書を取りまとめたいただきました。

本報告書では、冬山登山は遭難事故の発生の可能性がある非常に厳しい環境下で行われる活動であることから、高校生等は、引き続き、原則として冬山登山は禁止とし、例外的に実施する場合には、豊富な知識と経験を有する指導者が必要であることはもとより、計画の事前審査を行うなど万全の安全対策が不可決であると改めて確認されるとともに、今後の事故防止のための方策について具体的に提案されました。

スポーツ庁としては、本報告書を踏まえ、今後さらに施策の充実に取り組むこととしており、貴職におかれましても、別紙 1 を参考にしながら、高校生等については、下記のとおり原則として冬山登山は行わないよう、引き続き御指導願います。

また、近年、一般の冬山登山者は年々増加し、冬山における山岳遭難発生件数は増加傾向にあります。さらに、火山には、噴気や火山ガスが発生している危険な場所があり、登山する山が火山の場合には、気象庁や各都道府県等が発表している最新の情報を入手し、十分に注意する必要があります。

については、別紙 2「冬山登山の警告」を関係機関・団体及び関係者に周知するとともに、密接な協力の下、この趣旨を登山者に周知徹底され、事故防止に万全を期されるよう御配慮願います。

このことについて、都道府県知事におかれては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）に対して、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校（中



等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。)並びに域内の市区町村教育委員会に対して、株式会社立高等学校を認定した地方公共団体の長におかれては、認可した高等学校に対して周知願います。

また、公益社団法人日本山岳・スポーツライミング協会及び公益財団法人全国高等学校体育連盟におかれては、各都道府県加盟団体等に周知するとともに、当該団体等において事故防止に係る積極的な取組が行われるよう御協力願います。

## 記

### 1. 高校生等の冬山登山の原則禁止

高校生等については、総合的な登山経験が不足しているだけでなく、厳しい環境での登山における技術、体力、リスクマネジメント能力等が不十分であるため、冬山における安全を確保することは極めて難しいので、原則として冬山登山は行わないこと。

冬山登山とは、主に積雪期における登山とするが、時期に関わらず、気温の変化や降雪・積雪等の気象条件による凍結、吹雪、雪崩等に伴う転滑落、埋没、凍傷、低体温症などにより、遭難事故等が発生する可能性のある環境下で行う活動のことをいう。

なお、これには、各都道府県高等学校体育連盟(以下、「都道府県高体連」という。)が主催する登山や登山に関する講習会等を含み、スキー場のコース内におけるスノースポーツ(\*)を除く。

(\*)スノースポーツとは、スキー、スノーボード、チェアスキーその他の雪上のスポーツや遊びのこと

### 2. 高校生等が例外的に冬山登山を実施する場合の条件及び留意点等

高校生等の登山の教育的意義の観点から、例外的に冬山登山を実施する場合には、次に掲げる実施するために必要な条件等を整えること。また、実施に当たっては、別紙1の「高校生等の冬山登山の事故防止のための方策について(平成29年11月28日、高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための有識者会議)」を踏まえること。

#### 【実施するために必要な条件等】

##### 適切かつ安全な場所での基礎的な内容にとどめること

活動場所については、冬山登山の獲得目標を踏まえ、そのために適切な場所であるかを十分に複数で検討すること。その上で時期、気象状況、地形、斜度、積雪量、参加生徒と指導者の技量やバックアップ体制の充実程度などから選定すること。また、活動内容は安全登山のための基礎的な内容であり、登頂を目的とはせずに、歩行技術(歩き方、ラッセル等)や生活技術(幕営、炊事等)等の習得を目的とする活動とすること

##### 指導者の条件を整えること

冬山登山の実施に当たっては、必ず複数の指導者の引率体制とし、少なくとも1人(リーダー)は、冬山のような厳しい環境下での登山について豊富な知識と経験を有する者であり、山岳に係る資格を有していることが望ましい。なお、資格に準じるものとしては、国立登山研修所又は各都道府県が主催する研修会の履修とともに、一定の難易度以上の積雪期登山のリーダー経験を有し、継続的に活動していることが望ましい。

また、リーダー以外の引率者においても、登山に係る研修会・講習会に積極的かつ継続的に参加するなど、自ら資質向上に努めること。



登山計画審査会（仮称）の事前審査を受けること

冬山登山を実施する高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）及び高等専門学校（以下「高等学校等」という。）又は都道府県高体連等は、事前に登山計画（活動目的、活動場所（山域、ルート）、活動内容、参加生徒等の活動経験、引率者・指導者の体制と資質、装備内容、荒天時の対策、緊急時の対策等）を作成し、各都道府県において設置する登山計画を審査する組織（登山計画審査会（仮称））の審査を受けるものとする。なお、審査対象としては、都道府県高体連が主催する講習会等も含めること。

各都道府県教育委員会、各都道府県私立学校主管部局及び都道府県高体連は、各機関が連携して地元の登山の専門家など外部有識者を含めた登山計画審査会（仮称）を設け、高等学校等又は都道府県高体連等が実施する冬山登山の登山計画を総合的に審査し、必要に応じて改善を指示すること。なお、これを通じて、登山指導者の育成を図ること。

また、各国公立大学法人附属、市町村立及び株式会社立の高等学校等においては、高校生等が参加する登山計画について、所在する都道府県の教育委員会、私立学校主管部局及び県高体連等と連携するなどして、地元の山岳関係団体や登山専門家の助言を求めること。

校長及び保護者の了解を得ること

冬山登山の登山計画を作成する者（部活動顧問教員又は都道府県高体連の関係者等）は、適切な獲得目標を設定し、必ず事前に可能性のある行動範囲と行動内容、荒天時の変更案などを盛り込んだ登山計画等を示し、参加する高校生等の校長及び保護者の了解を得ること。

生徒への事前指導等を実施すること

各高等学校等において、登山部の指導者は登山計画の内容、留意すべき点、持ち物等について確認するとともに、考えられるリスク（危険）や対策等についても事前に指導しておくこと。併せて日頃の部活動の中で、冬山登山に必要な基礎的な知識、技術等に加えて、冬山登山の多様なリスクや安全確保についても指導しておくこと。

なお、高等学校等や都道府県高体連以外の団体が主催する高校生等以下が参加する冬山登山についても上記に準じて実施すること。

### 3. 高校登山部指導者の質の向上等について

高校生等の冬山登山を安全に実施するためには、冬山登山の活動中において部活動顧問教員等の指導者が気象条件等を踏まえて適切に判断することが必要であり、そのためには指導者各々の質の向上に取り組まなければならないことから、登山部を設置する高等学校等の校長、学校の設置者又は各自治体の関係者においては、部活動顧問教員等の指導者の研修機会を確保するとともに、研修会への参加に配慮を行うこと。

（本件担当）

【一般の登山に関すること】

スポーツ庁健康スポーツ課（内線 3939）

【運動部活動・学校行事に関すること】

スポーツ庁政策課学校体育室（内線 3777）

電話 03-5253-4111（代表）